

広島市報

調達号外第640号

令和3年10月19日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

入札

- 南工場建替及び運営事業について……………1
○工事用支給材料について……………6

落札等

- 落札者等の公告（全国百貨店共通商品券（配送等を含む。））ほか3件について……………8

入札

入札公告

令和3年10月19日

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 事業概要

(1) 事業名

南工場建替及び運営事業

(2) 事業場所

南区東雲三丁目

(3) 事業内容

入札説明書のとおり。

(4) 事業期間

契約締結の日から令和30年3月31日まで

(5) 予定価格

技術提案が適正と認められた者に対して予定価格を通知する。

(6) 調査基準価格

設けない。

(7) 入札区分

本件事業の入札に当たっては、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）すること。

(8) その他

ア 本件事業は、設計、施工及び運営に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型）を適用する事業である。

イ 本件事業は、建設工事及び運営業務を事業者に一括して長

期的かつ包括的に発注するDBO方式により実施する。

ウ 本件事業における建設工事（以下「南工場建替工事」という。）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

2 競争入札参加資格

以下に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成は次のとおりとすること。

ア 入札参加者は、プラント設備部分の設計施工を担当する企業（以下「プラント設計施工企業」という。）、土木建築部分の設計を担当する企業（以下「土木建築設計企業」という。）、土木建築部分の施工を担当する企業（以下「土木建築施工企業」という。）、既存施設の解体撤去工事を担当する企業（以下「解体企業」という。）及び運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）により構成される（特定の企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）ものとする。

また、入札参加者は、資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。

イ 入札参加者を構成する企業（以下「構成企業」という。）の企業数の上限は4者とする。

ウ 入札参加者は、プラント設計施工企業を、当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとする。

エ 土木建築設計企業については、プラント設計施工企業又は土木建築施工企業のいずれかが兼任しなければならない。

オ 建設工事請負契約を締結する当事者となる者（以下「設計施工事業者」という。）を共同企業体（以下「建設JV」という。）とする場合は、代表企業を建設JVの代表者とする2者又は3者による特定共同企業体とする。また、建設JVの方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかを選択は入札参加者の自由とする。

なお、共同施工型の場合、代表企業の出資割合は共同企業体の構成員中最大であること。また、各構成員の出資割合は次のとおりとする。

(7) 構成員が2者の場合は、1者につき30パーセント以上とする。

(4) 構成員が3者の場合は、1者につき20パーセント以上とする。

カ 入札参加者のうち、代表企業が、後記2(3)から2(6)までの要件を全て満たす場合は、設計施工事業者を単体の企業とすることができる。

キ 設計施工事業者を3者による建設JVとする場合、各者がプラント設計施工企業、土木建築施工企業、解体企業のいずれかを担当し、当該担当が重複しないこと。

ク 運営業務委託契約を締結する当事者となる者（以下「運営事業者」という。）を共同企業体（以下「運営 J V」という。）とする場合は、代表企業を運営 J V の代表者とする 2 者による特定共同企業体とする。また、運営 J V の方式は、代表企業とその他の構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。運営 J V の出資割合は問わないが、代表企業の出資割合は構成員中最大であること。

ケ 運営事業者を特別目的会社（以下「S P C」という。）とする場合は、構成企業のうち、プラント設計施工企業及び運営企業を構成員とする。このうち代表企業であるプラント設計施工企業は、S P C に 5 0 パーセントを超える出資をするとともに、5 0 パーセントを超える S P C の議決権割合を有するものとする。

コ 運営事業者を S P C とする場合は、落札候補者は基本契約の締結時までに S P C を広島市内に設立するものとする。

サ 構成員は、特定事業契約が終了するまで S P C の株式を保有し続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

シ 入札参加者のうち、代表企業が後記 2 (7) の要件を全て満たす場合は、運営事業者を単体の企業とすることができる。

ス 入札参加者の構成企業のいずれかが、他の入札参加者の構成企業となることはできない。

(2) 全ての構成企業に必要な資格

入札参加者の構成企業は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）

(4) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者

(7) 建築基準法、宅地造成等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令等に違反し、本市から当該法令等違反に対する改善の指導・命令等を受け、当該法令等違反の理由により広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けた者で、当該違反事項の改善がなされていないもの。

ウ 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は南工場建替工事の受注者若しくは本件事業における運営業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けてい

ない者であること。

エ 広島市税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 運営企業を除く構成企業については、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

詳細は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

キ 広島市建設工事競争入札取扱要綱第 2 8 条第 3 号イからオまで及び第 5 号アに該当する者でないこと。

ク 本件事業に係る事業者選定支援業務の受託者（㈱東和テクノロジー）又は当該受託者と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

ケ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 広島市南工場建替等事業者選定審議会の委員又は当該委員が所属する者

(4) 前記(7)の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(3) プラント設計施工企業の要件

ア 令和 3 ・ 4 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が清掃施設工事で認定されている者であること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望する者は、後記 6 (2) のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

イ 一般競争入札参加資格確認申請手続に係る提出書類（以下「申請書類」という。）の提出日において、1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 2 7 条の 2 7 及び第 2 7 条の 2 9 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出できる者であり、かつ、清掃施設工事の総合評定値が 1 , 2 0 0 点以上の者であること。

ウ 次の工事の施工実績をいずれも有している者であること。

(7) 平成 9 年 1 2 月 1 日以降に元請（共同施工型の共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 2 0 パーセント以上のものに限る。）として受注し、完成・引渡し完了した、一般廃棄物を対象とする廃熱ボイラ及び蒸気タービンを設けたストーカ式の連続運転式ごみ焼却施設（地方公共団体が設置するものに限る。）で、1 炉当たり日量の処理能力が 1 0 0 トン以上の焼却炉を 2 炉以上設置した施設を建設した工事。なお、ストーカ式とは、廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成 2 0 年 3 月 3 1 日付け環発対発第 080331003 号）に示すストーカ式燃焼装置であること。

ただし、共同企業体としての施工実績は、代表者としての実績に限る。

(4) 平成 9 年 1 2 月 1 日以降に元請（共同施工型の共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 2 0 パーセント以上のものに限る。）として受注し、完成・引渡し完了した、

一般廃棄物を対象とする廃熱ボイラ及び蒸気タービンを設けた連続運転式ごみ焼却施設（地方公共団体が設置するものに限る。焼却処理方式は問わない。）で、1炉当たり日量の処理能力が100トン以上の焼却炉を2炉以上設置した施設を建設した工事。

ただし、当該工事はDBO方式により発注されたものに限る。また、共同企業体としての施工実績は、代表者としての実績に限る。

エ 南工場建替工事に配置する技術者

(7) 技術者は、前記(3)ウ(7)の工事と同じ施工経験を有していること。ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。

(4) 南工場建替工事に対応する清掃施設工事業に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とする。なお、南工場建替工事は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

共同施工型の共同企業体を結成する場合において、監理技術者を配置するときは、プラント設計施工企業は必ず監理技術者を配置できること。

(7) 技術者は、申請書類の提出日において、プラント設計施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 土木建築設計企業の要件

ア 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

イ 前記(3)ウ(7)の工事において、土木建築部分の設計業務を元請（共同施工型の共同企業体の構成員としての履行実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。）として履行した実績を有すること。

(5) 土木建築施工企業の要件

ア 土木建築施工企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業と兼任する場合は除く。）、令和3・4年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が建築一式工事で認定されている者であること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望する者は、後記6(2)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

イ 代表企業が土木建築施工企業を兼任する場合、建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有していること。

ウ 申請書類の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出できる者であり、かつ、建築一式工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。

エ 前記(3)ウ(7)の工事において、土木建築部分の施工を元請（共同施工型の共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。）として施工した実績を

有すること。

オ 南工場建替工事に配置する技術者

(7) 土木建築施工企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業と兼任する場合は除く。）、南工場建替工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とする。なお、南工場建替工事は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

(4) 土木建築施工企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業と兼任する場合は除く。）、技術者は、申請書類の提出日において、土木建築施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書類の提出日以前3か月以上の雇用関係にある者であること。

(6) 解体企業の要件

ア 解体企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業又は土木建築施工企業と兼任する場合は除く。）、令和3・4年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が建築一式工事で認定されている者であること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望する者は、後記6(2)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

イ 解体企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業又は土木建築施工企業と兼任する場合は除く。）、申請書類の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出できる者であり、かつ、建築一式工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。

ウ 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け基発第401号の2）別添「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、一般廃棄物を対象とするごみ焼却施設の解体工事を元請（共同施工型の共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20パーセント以上のものに限る。）として施工した実績を有すること。

エ 南工場建替工事に配置する技術者

(7) 解体企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業又は土木建築施工企業と兼任する場合は除く。）、南工場建替工事に対応する建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定する者とする。なお、南工場建替工事は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

(4) 解体企業が建設JVの構成員となる場合（プラント設計施工企業又は土木建築施工企業と兼任する場合は除く。）、技術者は、申請書類の提出日において、解体企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書類の提出日以前3

か月以上の雇用関係にある者であること。

(7) 運営企業の要件

ア 広島市競争入札参加資格の「令和 2・3・4 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-07 建物附属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」に登録されている者であること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望する者は、後記 6 ㉒のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

イ 平成 9 年 1 2 月 1 日以降に設置された、一般廃棄物を対象とする廃熱ボイラ及び蒸気タービンを設けた連続運転式ごみ焼却施設（地方公共団体が設置するものに限る。）の運営業務を受注し、1 年以上の履行実績を有すること。

ウ 前記イの運営業務は、業務内容に運転管理業務（施設の運転管理と用役の調達・管理を含むこと）と維持管理業務（日常的な点検及び保守並びに簡易な補修を含む業務でも可とする）を含む業務であること。

エ 前記イの運営業務の業務遂行形態は以下のいずれかとする。

(7) 長期包括的運営委託方式による運営業務については、当該企業が元請として受注した実績、又は当該企業が出資し設立した S P C から受注した実績であり、かつ、当該 S P C への出資者のうち当該企業の役割分担が運営業務にあること。

(4) D B O 方式又は P F I 方式による施設整備運営事業における施設の運営業務については、当該企業が元請として受注した実績、又は当該企業が出資し設立した S P C から受注した実績であり、かつ、当該 S P C への出資者のうち当該企業の役割分担が運営業務にあること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 契約担当課

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎 1 5 階）

電話 0 8 2 - 5 0 4 - 2 2 8 0（直通）

イ 事業担当課

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市環境局施設部工務課（本庁舎 4 階）

電話 0 8 2 - 5 0 4 - 2 2 1 6（直通）

(2) 募集要項の閲覧・交付等

ア 募集要項（第 1 部）（入札説明書を含む。）の閲覧・交付の方法

(7) 閲覧・交付の期間

入札公告日から令和 4 年 8 月 2 3 日（火）まで

(4) 閲覧・交付の方法

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されな

い入札・見積情報」→「令和 3 年度 方式・案件名」からダウンロードする。

イ 募集要項（第 2 部）の配付の方法

技術提案を除く入札参加資格を有することが確認された者に、募集要項（第 2 部）を C D - R 又は D V D - R に記録し、令和 3 年 1 1 月 1 6 日（火）に日本郵便物の貨物（ゆうパック）により料金着払で発送することにより配付する。

(3) 申請書類の作成に関する質疑の方法等

ア 質疑の提出期間

入札公告の日から令和 3 年 1 0 月 2 6 日（火）までの日（広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「広島市の休日」という。）を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

イ 質疑の提出方法

所定の様式により質疑書と電子ファイルを記録した電子媒体（各 1 部）を作成し、前記(1)イの事業担当課まで持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

ウ 質疑への回答

令和 3 年 1 1 月 2 日（火）に広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和 3 年度 方式・案件名」で公表する。

(4) 申請書類の提出

ア 提出期間

入札公告の日から令和 3 年 1 1 月 5 日（金）までの日（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

イ 提出方法

申請書類を、様式作成要領により 1 部を作成し、前記(1)アの契約担当課まで持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(5) 技術提案を除く入札参加資格の確認

申請書類を提出した入札参加者について、技術提案を除く入札参加資格の有無を確認し、その結果を代表企業に対して、令和 3 年 1 1 月 1 6 日（火）までに、郵送及びファックスにより通知する。

(6) 技術提案書等の作成に関する質疑の方法等

技術提案書及び見積書の作成に必要な発注仕様書等に対する質疑は次の方法による。

ア 質疑の提出期間

令和 3 年 1 2 月 1 3 日（月）から同月 1 7 日（金）までの日（広島市の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、最終日は午後 4 時までとする。）

イ 質疑の提出方法

所定の様式により質疑書と電子ファイルを記録した電子媒体（各 1 部）を作成し、前記(1)イの事業担当課まで持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

ウ 質疑への回答

令和 3 年 1 2 月 2 8 日（火）に広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事

業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和3年度 方式・案件名」で公表する。

(7) 技術提案書及び見積書の提出

ア 提出期間

令和4年1月31日（月）から同年2月3日（木）までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時までとする。）

イ 提出方法

技術提案書及び見積書を、技術提案書作成要領等により所定の部数作成し、前記(1)イの事業担当課まで持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(8) 技術提案の改善

本市は、提出された技術提案書の内容が発注仕様書等に適合していないと判断した場合、又は技術提案書に違算や遺漏が確認された場合は、当該技術提案書を提出した者に対して、技術提案の改善を指示する。改善を指示された者は技術提案の改善を行い、改善した技術提案書（以下「改善後技術提案書」という。）及びこれに対応した見積書（以下「改善後見積書」という。）を提出しなければならない。改善指示の通知時期は、令和4年6月中旬頃を予定している。

ア 改善後技術提案書及び改善後見積書の提出

(7) 提出期限

令和4年6月下旬頃（※日時は入札参加者に追って通知する。）

(4) 提出方法

前記(1)イの事業担当課まで持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

イ 改善後技術提案書及び改善後見積書の確認結果の通知

改善後技術提案書及び改善後見積書の確認の結果は、令和4年8月上旬頃に、郵送及びファックスにより当該入札参加者に通知する。ただし、技術提案が改善されていないと認めた者には、その理由を付して通知する。

なお、技術提案が改善されていないと認める場合は、競争入札参加資格がないものとする。

(9) 入札及び開札の日時等

ア 入札

(7) 郵送による入札

令和4年8月23日（火）午後4時までに到着するように、入札書及び入札内訳書を郵送（配達証明付書留郵便）すること。なお、郵送先は前記(1)アの契約担当課とする。

(4) 持参による入札

令和4年8月23日（火）午後4時までに入札書及び入札内訳書を持参し、提出すること。なお、提出先は前記(1)アの契約担当課とする。

イ 開札

令和4年8月24日（水）午前9時30分に広島市財政局契約部入札室（本庁舎15階）において開札する。

4 本件事業の内容に関する問合せ先

前記3(1)イの事業担当課に同じ。

5 本件事業の手続に関する問合せ先

前記3(1)アの契約担当課に同じ。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約保証金を納付すること。なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書及び運営業務委託契約書を参照のこと。

(3) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札の無効

入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 入札の中止

入札参加者の行為により、又は発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれていると認められたときは、入札を中止する。

(6) 落札者の決定方法

建設工事と運営業務の入札価格の各々が建設工事と運営業務の別に定める予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、建設工事と運営業務の入札価格の合計額が低い者を落札候補者とし、同額である場合は、くじ引を行って落札候補者を決定する。

くじ引を行う場合において、くじを引くべき者がくじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本市職員がその者に代わってくじを引くものとする。

本市は、契約詳細の協議が整ったと判断したとき、速やかに落札候補者を落札者として決定する。

(7) 資本的關係及び人的關係

ア 次の関係にある会社が、異なった入札参加者の構成企業として本件事業の入札に重複して参加していないこと。

(7) 資本的關係に関する事項

① 親会社等と子会社等

② 親会社等が同一である子会社等

(4) 人的關係に関する事項

① 代表権を有する者が同一である会社等

② 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人という。）を兼任している場合を含む。）

③ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

(7) 複合的關係に関する事項

前記(7)及び(4)が複合した関係にある会社等

(エ) その他（前記(7)、(イ)又は(ウ)と同視し得る関係が認められる場合）

- ① 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ② 社員が他の会社等の事務や営業に関わっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- ③ 組合とその構成員
- ④ 共同企業体とその構成員
- ⑤ その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

イ 前記アの(7)から(エ)までのいずれかに該当することが判明した場合、関係のある者が異なった入札参加者の構成企業として本件入札に参加したときは、これらの者が構成企業となっている入札参加者が行った入札を全て無効とする。ただし、1の入札参加者を除いて関係のある他の入札参加者が全て入札を辞退した場合は、残りの1の入札参加者は入札に参加できる。

(8) 手続における交渉の有無
無

(9) 契約書作成の要否
要

(10) 広島市議会の議決の要否
要（南工場建替工事に係る契約に限る。）

(11) 関連情報を入手するための照会窓口
前記3(1)アの契約担当課に同じ。

(12) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
競争入札参加資格の認定を受けていない者も、申請書類を提出することができるが、本件入札に参加するためには、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

ア 申請期間
入札公告の日から令和3年11月5日（金）までの日（広島市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

(7) 交付方法

- ① 前記2(3)、2(5)、2(6)に係る申請
申請書等の書面を提出する手続となるため、所定の申請書面等について後記(4)①に確認すること。
- ② 前記2(7)に係る申請
広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→関連情報の「物品・役務等競争入札参加資格審査申請について（WTO案件）」に掲載する。

(4) 提出場所及び問合せ先

- ① 前記2(3)、2(5)、2(6)に係る申請
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）
電話 082-504-2280（直通）
- ② 前記2(7)に係る申請
〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市財政局契約部物品契約課（本庁舎15階）
電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書及び添付書類は、前記イ(4)の場所に持参するものとし、郵送又はファックスによる申請は受け付けない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract
Rebuilding and Operation of Minami Incineration Plant
- (2) Date of tender submission and opening:

A. Tender submissions

- 1) Deadline for postal submissions (registered mail only)
4:00 PM, August 23, 2022
- 2) Deadline for hand-delivered submissions
4:00 PM, August 23, 2022

B. Date and place of tender opening:

9:30 AM, August 24, 2022
in the Bidding Room,
Contract Department,
Finance Bureau, The City of Hiroshima
(15 th Floor, Hiroshima City Hall)

- (3) Contact information
Construction Contract Division,
Contract Department,
Finance Bureau,
The City of Hiroshima
6-34 Kokutaiji-machi 1-chome, Naka-ku,
Hiroshima City 730-8586 Japan
TEL 082-504-2280

入 札 公 告

令和3年10月19日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 友広 整二

1 調達内容

- (1) 購入等件名
工事用支給材料
- (2) 品名及び数量
物品明細書による。
- (3) 調達件名の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
令和4年5月13日
詳細は特記仕様書による。
- (5) 納入場所

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

広島市水道局高陽浄水場内貯蔵品置場

(6) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 工事用支給材料

ダクタイル鋳鉄管 口径800mm 80本

令和3年12月

イ 工事用支給材料

ダクタイル鋳鉄管 口径800mm 80本

令和4年2月

ウ 工事用支給材料

ダクタイル鋳鉄管 口径800mm 80本

令和4年4月

エ 工事用支給材料

ダクタイル鋳鉄管 口径800mm 80本

令和4年6月

オ 工事用支給材料

ダクタイル鋳鉄管 口径800mm 88本

令和4年8月

(7) 入札方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札区分

本件は、広島市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札説明書に定める方法により、所定の入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）し、入札することができる。

なお、電子入札システムに関する手続については、広島市電子入札システム等利用規約及び広島市水道局電子入札運用基準に従うものとし、これらに反する入札は無効とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程（以下「規程」という。）第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「10-04 鉄鋼」又は「10-07 建材のその他」に登録されている者であること。

なお、当該広島市競争入札参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて提出すること。詳細は、入札説明書による。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者で

あること。

(4) 本局が必要とする物品を確実に納入できること。

(5) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(6) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページ（<http://www.water.city.hiroshima.jp/>）のトップページ右上の「契約情報」→「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「カテゴリ検索 入札・見積り情報」→「水道局物品 一般競争入札[WTO]」からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和3年12月3日（金）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826（直通）

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書に関する問合せ先

前記(1)イに同じ。

(4) 仕様書に関する問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部技術管理課施工管理係

電話 082-511-6838（直通）

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムを使用した入札書の送信により提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）することができる。

イ 入札書の提出期間等

(7) 電子入札システムによる場合の提出期間

a 初度入札

令和3年12月2日（木）の午前8時30分から午後5時まで及び同月3日（金）の午前8時30分から午後5時まで

b 再度入札を実施する場合

令和3年12月6日（月）の午後1時から午後5時まで及び同月7日（火）の午前8時30分から午前11時まで

(4) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間 前記(7)に同じ。

b 提出場所 前記(1)イに同じ。

(7) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間 入札公告の日から令和 3 年 1 2 月 3 日（金）午後 5 時まで（必着）

b 提出先 前記(1)イに同じ。

(6) 入札回数

入札回数は、2 回限りとする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 初度入札

(7) 日時 令和 3 年 1 2 月 6 日（月）午前 9 時

(4) 場所 広島市中区基町 9 番 3 2 号

広島市水道局基町庁舎 1 0 階入札室

イ 再度入札を実施する場合

(7) 日時 令和 3 年 1 2 月 7 日（火）午後 1 時

(4) 場所 前記ア(4)に同じ。

4 落札者の決定

本件公告に示した調達物品を納入できると本局が判断した入札者であって、規程第 1 6 条及び第 1 7 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規程第 4 条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（5 パーセント）の損害賠償金を請求する。

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記 2 に掲げる事項について証明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を令和 3 年 1 1 月 1 9 日（金）までに前記 3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から資格確認申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記 2 (2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは本局の指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札を実施する場合において、初度入札(無効となった入札を除く。)の最低金額以上でした入札

オ その他規程第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札（外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものを除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年広島市水道局規程第 1 1 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時

までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められなかったときにおける入札

(5) 契約保証金

要。ただし、規程第 3 4 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、電子入札システムの障害発生等により電子入札の執行が困難な場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(8) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

前記 2(2)の広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者も、前記(3)により資格確認申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時ににおいて、広島市競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature the products to be purchased:

The material of the construction

(2) Delivery date:

By May 13, 2022

(3) Delivery place:

Material management place,
Waterworks Bureau, The City of Hiroshima
1-1 Ochiaminami 6-chome, Asakita-ku, Hiroshima City

(4) Time limit for tender:

5:00 PM, Friday, December 3, 2021

(5) Contact information for the notice:

Financial Affairs Division,
Waterworks Bureau,
The City of Hiroshima
9-32 Motomachi, Naka-ku,
Hiroshima City 730-0011 Japan
TEL 082-511-6826

落 札 等

落札者等の公告

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

次のとおり落札者等について公告します。

広島市長 松 井 一 實

[掲載順序]

- ①契約担当部局の名称及び所在地 ②調達件名及び数量 ③調達方法 ④契約方式 ⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）
⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑧入札公告日 ⑨随意契約の場合はその理由 ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方式 ⑫予定価格（予定価格を落札決定後に公表する場合）
⑬調査基準価格（調査基準価格を落札決定後に公表する場合）
- ①広島市健康福祉局高齢福祉課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号） ②全国百貨店共通商品券（配送等を含む。） ③購入等 ④一般 ⑤3. 8. 18 ⑥（株）福屋（広島市中区胡町6番26号） ⑦33, 048, 779円 ⑧3. 8. 5 ⑨最低価格
- ①広島市環境局安佐南工場（広島市安佐南区伴北四丁目3990番地） ②安佐南工場破碎施設回転式破碎機用No. 1搬送コンベヤその他修理 ③購入等 ④随意 ⑤3. 9. 17 ⑥JFEエンジニアリング㈱中国支店（広島市中区鞆町13番15号） ⑦81, 730, 000円 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- ①広島市環境局業務部業務第一課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号） ②大型ごみ受付センター管理運営業務 一式 ③購入等 ④一般 ⑤3. 9. 16 ⑥㈱エヌ・ティ・ティマーケティングアクト（大阪市都島区東野田町四丁目15番82号） ⑦385, 552, 860円 ⑧3. 8. 5 ⑨最低価格 ⑩400, 000, 000円 ⑪267, 034, 667円
- ①広島市水道局財務課（広島市中区基町9番32号） ②工事用支給材料 ③購入等 ④一般 ⑤3. 8. 19 ⑥ヤマトガワ㈱中国支店（広島市南区京橋町9番3号） ⑦40, 882, 116円 ⑧3. 7. 1 ⑨最低価格